



® 平成 29 年 1 月 26 日 (木)
No. 14370 1部370円 (税込み)

発行所

一般財団法人 経済産業調査会
東京都中央区銀座2-8-9 (木挽館銀座ビル)
郵便番号 104-0061
[電話] 03-3535-3052 [FAX] 03-3567-4671

近畿本部 〒540-0012 大阪市中央区谷町1-7-4
(MF天満橋ビル8階) [電話] 06-6941-8971

経済産業調査会ポータルサイト <http://www.chosakai.or.jp/>

特許ニュースは

- 知的財産中心の法律、判決、行政および技術開発、技術予測等の専門情報紙です。

定期購読料 1カ年61,560円 6カ月32,400円
(税込み・配送料実費)

本紙内容の全部又は一部の無断複写・複製・転載及び
入力を禁じます(著作権法上の例外を除きます)。

目次

☆アセアン諸国の知的財産制度

－第1回－ シンガポール (上) …………… (1)

☆経済産業省令第109号…………… (9)

アセアン諸国の知的財産制度

－第1回－ シンガポール (上)

日本大学大学院知的財産研究科
教授 加藤 浩

1. はじめに

アセアン諸国は、日本からの貿易・投資の拡大が見込まれ、今後とも高い経済成長が期待されている。これに伴い、アセアン諸国の知的財産制度への関心も高まっている。

本稿は、アセアン各国の知的財産制度について、複数回に分けて紹介するものである。今回は、シンガポールの知的財産制度のうち、特許法、意匠法を

中心に解説する。

2. 総論

シンガポールの知的財産法は、特許法、意匠法、商標法、著作権法を基本としている。実用新案法は、制定されていない。不正競争防止法についても制定されていないが、営業秘密などはコモンローによって保護されている。その他、植物品種保護法、集積

HRTC 貸会議室

『西麻布の閑静なエリアに位置する霞会館』

―セミナー、研修会、講演会等に最適―

[詳しくはホームページ <http://www.azb.or.jp/> をご覧ください。]



一般財団法人 産業人材研修センター
HRTC Human Resources Training Center Japan

東京都港区西麻布3-2-32 霞会館
電話：貸会議室受付 03-3408-0464
03-3479-2578
(業務委託先：麻布 旬彩和食 かすみ)

回路配置設計法、地理的表示法などが制定されている。

シンガポールでは、1994年に特許法が制定され、1999年に商標法が制定され、2000年に意匠法が制定されるなど、知的財産法の歴史は浅い。これらの法律は、英国法の影響を受けており、これらの法律が制定されるまでは、英国で登録された権利が、その後、シンガポールにおいて再登録されていた。また、コモンローによる保護も、英国法の影響を受けたものである。なお、著作権法(1987年～)については、豪州の著作権法をモデルとしている。

シンガポールは、知的財産条約として、1990年にWIPO設立条約に加盟し、1995年にパリ条約、TRIPS協定に加盟し、1998年にベルヌ条約に加盟している。また、各々の法領域の条約としては、1995年にPCT条約に加盟し、2000年にマドプロに加盟し、2005年にハーグ協定、WIPO著作権条約、WIPO実演・レコード条約に加盟している。

3. 特許法

シンガポール特許法は、2014年3月10日に改正法が施行され、現在に至っている。以下では、この改正法に基づいて解説する。(以下、この章では、括弧書の条文は、特に指示がない場合、シンガポール特許法の条文を示す。)

(1) 保護対象

特許法には、発明の定義は規定されていない。この点で、日本国特許法(2条1項:発明の定義)と異なっている。また、英国特許法(1条2項:発明でないもの)とも異なり、発明に該当しないものを列挙する規定もない。

(2) 特許要件

①産業上利用可能性

特許を受けるためには、産業上利用できる発明であることが要件とされている(13条(1))。また、農業を含むいずれかの産業分野において製造又は使用することができる場合は、産業上利用可能であるとされている(16条(1))。ただし、人間又は動物の身体の手術方法、治療方法、診断方法の発明は、産業上利用可能であるとは認められない(16条(2))。なお、日本では、

人間に対する医療行為には産業上利用可能性が認められないが、人間以外の動物に対する医療行為には認められている。

②新規性

特許を受けるためには、新規性を有することが要件とされている(13条(1))。

新規性については、「発明が技術水準の一部を構成しない場合は、新規とみなされる」(14条(1))と規定され、技術水準とは、「優先日前において、書面若しくは口述による説明、使用又は他の方法により、シンガポール内外を問わず(絶対的新規性)、公衆の利用に供されているすべての事項(製品、方法、それらに関する情報、その他)を包含する」(14条(2))とされている。

③新規性喪失の例外

出願日前の12月以内に発明の開示がなされ、かつ、発明の開示について、次の何れかに該当する場合には、新規性は喪失しない(14条(4))。

- (a) 第三者によって不法に又は秘密に反して開示された場合(14条(4)(a)(b))
- (b) 発明者が発明を国際博覧会に展示した場合(14条(4)(c))
- (c) 発明者の同意により学術団体の会報に公表された場合など(14条(4)(d))

また、「物質又は組成物が技術水準の一部を構成するという事実は、当該物質又は組成物の医療行為における使用が技術水準の一部を構成しないときは、発明を新規なものと認めることを妨げない」(14条(7))とされ、医薬用途の新規性が認められている。

④進歩性

特許を受けるためには、進歩性を有することが要件とされている(13条(1))。

進歩性については、「当業者にとって自明でない場合は、進歩性があると認められる」(15条)と規定されている。したがって、例えば、文献の組み合わせによる発明は、組み合わせが自明でない場合には、進歩性が認められる。

⑤先後願

次の条件が満たされるときは、新規性を否定